

## 贈与税の基礎知識

贈与税は、個人から贈与により財産を取得した人にかかる税金です。

今回はあまり知られていない贈与税の基礎について紹介します。

## 【贈与税の目的】

そもそも贈与税は相続税を補完する目的で課されています。相続や遺贈により財産を取得した場合には相続税が課されますが、亡くなった方がその財産を生前に贈与してしまえば相続税を回避することが出来ます。

そのような不公平を生じさせないために贈与税が課されています。

## 【贈与税の計算】

贈与税の計算は、贈与のあった年の1月1日から12月31日までの1年間に譲り受けた財産の合計額から**110万円(基礎控除)**を差し引いた残額に税率を乗じて計算します。具体的には次の速算表を使用して計算します。

110万円(基礎控除)を引いた後の金額	税率	控除額
～200万円以下	10%	
200万円超～300万円以下	15%	10万円
300万円超～400万円以下	20%	25万円
400万円超～600万円以下	30%	65万円
600万円超～1,000万円以下	40%	125万円
1,000万円超～	50%	225万円

※平成 27 年 1 月 1 日以降は税率等が変更となります。

例) 500万円の贈与があった場合の贈与税の計算

$(500万円 - 110万円) \times 20\% - 25万円 = 53万円$

## 【贈与税の申告・納税】

贈与により財産を取得し、納付すべき税額が発生した場合には、贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までに納税地の所轄税務署長に申告書等を提出し、贈与税を納付しなければなりません。

## 【贈与税の非課税財産】

贈与された財産は基本的には贈与税の計算対象となりますが、以下の財産については贈与税の非課税とされています。

- ・ 法人から贈与された財産(所得税がかかります)
- ・ 扶養義務者相互間において贈与された生活費又は教育費のうち通常必要と認められるもの。
- ・ 社会通念上相当と認められる個人から受ける香典、花輪代、年末年始の贈答

etc

今回は贈与税の基本的なことのみを紹介しましたが、贈与税をうまく活用することで相続税対策になることもあります。平成27年1月1日から相続税が強化されますので、贈与税についても注目してみてくださいはいかがでしょうか？